

んで人時を授く。本司、欽んで簡命を承け、毎に懐柔の未だ違あらざるを深くし、式で新恩を渙ばし倍々金湯を永固に祝す。

欽天監、曆式を頒発して前来するを案准し、随いで経歴官に委ねて督造せしめたる去後、茲に工、告竣す。合行に頒発し欽遵せしむべし。所有の貴国、擬するに合に備文して頒告すべし。此の為に貴王府に備咨す。希わくは、頒到する大清康熙五十六年の正朔の曆書を將て、欽遵して查照し、臣民に頒布せんことを。海国の山川は共に一王の正朔を凜み、子孫の千億は、永く万載の鴻図に綿なるに庶からん。仍りて賜えは咨覆して施行せよ、等の因あり。国に到る。此れを奉じ、遵行す。

随いで頒賜せる皇清康熙五十六年の正朔の曆書を將て臣民に頒布す。敵国の三十六島は共に聖寿の無疆を祝し、子孫の千億は永く万載の鴻図に綿ならん。今、前因を准け、合に就ち咨覆すべし。此の為に由を備えて貴司に移咨す。請煩わくは、查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙五十六年（一七一七）十月初八日

注（一）沙（木哈）の咨を准くるに開す。沙の咨は（〇九〇二）引用

は「欽んで惟うに」から注（二）まで。

（二）等の因あり。注（一）の咨の終り。

2-09-05

世曾孫尚敬の、赴京の使臣の接回のため都通事鄭廷極等を遣わすむねの執照（一七一七、一〇、八）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙五十五年冬、特に耳目官夏執中・正議大夫蔡温・都通事阮瓚等を遣わし、海船二隻に坐駕して表文・方物を齎捧せしむ。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、恭しく五十五年の貢典を進む。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の兩船の摘回せる員役、都通事楊宗礼・梁承寔、使者毛宗道・阿天職等は、仍お原船二隻に坐し、本年七月の間に于て方に帰国するを見る。但だ入觀の官伴及び存留の官伴は、向例として該国、船を發して接回す。久しく閩の地に淹り、以て天朝の糜餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事鄭廷極・使者向維藩等を遣わし、海船一隻に坐駕し、水梢・人伴共に八十三員名を率領して福建に前来し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接して、京より回る貢使夏執中等と同一に一齊に国に回らしめんとす。

茲に所摺の差去する員役は別に文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第一百四号半印勘合の執照を給して存留通事紅士頭に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に

放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭廷極 人伴四名

使者二員 向維藩  
① 雍国臣 人伴八名

存留通事一員 紅士頭 人伴六名

管船夥長・直庫二名 梁絳 仲宗根

水梢共に六十名

右の執照は存留通事紅士頭等に付す。此れを准す

康熙五十六年（一七一七）十月初八日

注（1） 雍国臣 池原親雲上興成。一六六七—一七五三年。首里雍氏（目

取真家）五世（家譜（三）一八六〇頁）。

2-09-06

皇帝より世曾孫尚敬へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目錄

（一七一八、三、〇）

皇帝、琉球国中山王世曾孫尚敬に勅諭す。

朕、惟<sup>お</sup>うに、徳を昭らかにし遠きを懐くるは盛世の良規にして、職を修め琛を献ずるは藩臣の大節なり。輸誠<sup>おた</sup>懈らざれば、寵賚宜しく頒つべし。爾、琉球国中山王の世曾孫尚敬、属して遐方に在

るも、克<sup>よ</sup>く丹悃を抒<sup>の</sup>べ、使を遣わして表を齎し貢を納む。忠盡の忱、良に嘉尚す可し。是を用て勅を降して奨諭し、併びに王に文綺等の物を賜う。王、其れ祇んで承け、益々忠貞に励みて以て朕の眷<sup>めく</sup>みに副え。欽めや。故に勅す。

計開

蟒緞四疋 青藍綵緞六疋

藍素緞六疋 衣素六疋

閃緞六疋 錦四疋

紬六疋 羅六疋

紗六疋

康熙五十七年（一七一八）三月 日

注（1） 表（〇八—〇六）。

2-09-07

礼部より世曾孫尚敬あて、貢物の受領と賞賜の勅諭を賜うむ

ねの咨（一七一八、三、二七）

礼部、知会の事の為にす。

礼料の抄出なり。琉球国中山王世曾孫尚敬、進貢し表文<sup>①</sup>を上るの縁由あり。康熙五十五年十月十一日奏す。五十六年十二月初六